

令和5年

富士川町議会

第3回臨時会会議録

令和5年 7月13日 開会

令和5年 7月14日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 5 年

富士川町議会第 3 回臨時会

令和 5 年 7 月 1 3 日

令和5年第3回富士川町議会臨時会

令和5年7月13日
午後1時30分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第47号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第48号 富士川町旧庁舎他解体工事請負変更契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

9番 齊 藤 欽 也 10番 青 柳 光 仁

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(8人)

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一				
教	育	長	古	屋	三千雄	会	計	管	理	者	河	原	恵	一		
教	育	次	長	秋	山	忠	政	策	秘	書	課	長	中	込	浩	司
財	務	課	長	望	月	聡	教	育	総	務	課	長	小	林	恵	

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議	会	事	務	局	長	原	田	和	佳	
書						記	井	上	直	人

開会 午前10時13分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第39号をもって招集されました、令和5年第3回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和5年第3回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番齊藤欽也君および10番青柳光仁くんを指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

なお、報道機関から議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第47号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第47号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、タブレットの3ページをお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事業別明細書により説明いたします。タブレット7ページ、事項別明細書、表紙の次のページをお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、議案第47号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

齊藤議員。

○9番議員（齊藤欽也君）

ただいまの提案ですけれども、暫時休憩を求める議事進行の動議を提案したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

それではここで、暫時休憩といたします。

ここで、進行上の動議に賛成するかどうか、賛成の方は挙手してください。

全員賛成ですので、ここで暫時休憩を行います。

それでは、会議室の方へ集まってください。

休憩 午前10時23分

再開 午前11時42分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと、認めます。

したがって本日はこれで、延会することに決定いたしました。

皆さま方にはお忙しいところ、大変ご苦勞さまでございました。

令和5年第3回富士川町議会臨時会を延会いたします。

起立願います。相互に礼、ご苦勞さまでした。

散会 午前11時42分

令和 5 年

富士川町議会第 3 回臨時会

令和 5 年 7 月 1 4 日

令和5年第3回富士川町議会臨時会

令和5年7月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 4 議案第47号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第48号 富士川町旧庁舎他解体工事請負変更契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
----	---------	-----	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(8人)

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一				
教	育	長	古	屋	三千雄	会	計	管	理	者	河	原	恵	一		
教	育	次	長	秋	山	忠	政	策	秘	書	課	長	中	込	浩	司
財	務	課	長	望	月	聡	教	育	総	務	課	長	小	林	恵	

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議	会	事	務	局	長	原	田	和	佳	
書						記	井	上	直	人

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

昨日、延会しました、令和5年第3回富士川町議会臨時会を再開します。
会期について、お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと、認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第47号については、昨日、提案理由ならびに補足説明が終了していますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

議案第47号令和5年度富士川町一般会計補正予算、タブレット9ページ、統合中学校建設工事設計アドバイザー費用160万円ですけれども、どうして今回の臨時会に出されたのか。あまりにも急で、説明不足ではないでしょうか。つまり、アドバイザーに関して、いつから考えていたのか。出すならば、プロポーザルに反映するようにするべきで、その前に出すべきではないでしょうか。この点について、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本年度、プロポーザル審査委員会の立ち上げを5月にしたところであります。そういった、プロポーザル審査委員会の立ち上げをしたりする中で、設計業務委託の準備作業をしている中で、中学校の建設および現在、既存の仮の校舎となる増穂中学校の校舎の改修事業につきましても、専門員の業務が増大することが、そのときに想定されたため、今回の、上程に至ったところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

専門員の業務が、増加するということですが、2番目の質問をさせていただきます。昨日の臨時会の休憩中に、当局からの説明を受けましたが、教育長からは、アドバイザーの方はまだ決まっていないとの説明でありました。8月から登用すると言っているのに、まだ決まっていないのは、事実でしょうか。決まっていないとしたら、間に合うのか大変に疑問であります。決まっていないのなら、どのようにして決めるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

現在、いろいろな情報を集めまして、建築専門員のアドバイザーを頼めるかどうか、という情報を集めているところでございますが、とにかく、決めるには、予算の方の可決をいただかないと、進められないということで、準備段階ではあります、予算を計上させていただいたというような次第でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

それでは、最後の質問に入らせていただきます。アドバイザーは、報償費ですので、規則、設置要綱が必要ではないですか。どういう人を選ぶのか、何をするのか、規則に謳うべきではないでしょうか。規則が出来ているのでしょうか。出来ていれば、規則に基づいて、説明をいただきたいと思えます。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。規則等の整備は、現在、整っておりません。これから議決をいただければ、ほぼそういった部分の準備等も進めて、間に合うようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

以上で、終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

ここで、ちょっと注意をさせていただきます。

発言するときには、マスクを外していただきたいと思えます。ちょっと聞き取りにくいので、お願いいたします。

他に質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

タブレット9ページです。10款教育費、1項教育総務費、2目学校費の統合中学校建設工事設計アドバイザーに関してなんですけれども、先ほど、小林有紀子議員からも少し質問があったんですけれども、子どもたちがより良い学校生活を送れるために、雇用するというふうにお伺いしました。新中学校統合により、先生方の業務も非常に増えている中で、このアドバイザーを雇用することで、そういったところも少し緩和できるのではないかと考えておりますが、その場合、非常に、アドバイザーの方の質が、大切になってくるかと思えます。費用対効果ということもありますので、このアドバイザーの方の採用に関して、どのような項目、例えば職歴であったり、学校の建築を多く手がけているなど、どのような項目を重視するのか、お聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。費用対効果というご質問でしたが、アドバイザーの雇用に関しましては、一級建築士の技術と、豊かな経験を活用できるというところをメリットにしまして、様々なアドバイスをいただくことにより、子どものための、夢ある学校に繋げていきたいと考えておりまして、また、複数支援体制による、確実な業務の遂行ができるところが、費用対効果として考えられます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、雇用するのであれば、より良い方に来ていただければと考えております。2つ目の質問なんですけれども、全員協議会での資料のときに、明細を書いていたいただきましたが、このアドバイザーの方の、勤務時間というものが書いていないのですけれども、勤務形態としては、実際、庁舎にいらっしゃるのか、それとも、オンラインやメールなどでのやり取りになることもあるのか、どのような形態になるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。資料に掲載させていただきました、160万円の積算根拠につきましては、勤務時間等は、概ね半日程度、1回につき半日程度というような想定のもとに、積算をさせていただいたところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

実際に、庁舎に来ていただいとということになりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。想定は、庁舎に来ていただくことを想定しておりますが、タブレットとか、電話とかメールという相談の内容も、含んだものと考えております。以上でございます。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

同一案件について、質疑したいと思います。まず、基本的な点なんですけれども、統合中学校の建設業務、建設についてはですね、今回もプロポーザル方式と、要は、プロポーザルっていうのは、町、あるいは教育関係者の要望を踏まえて、ある程度それを提示しながら、それを受けた設計事務

所ですね、多くの多分、職員を抱えてるんだと思いますけど、そういったところがですね、検討しながら、いろんな提案、あるいは費用面的なことも含めて提案すると、その中で選ぶということだろうと思います。ここの庁舎の場合も、やはりプロポーザルやりました。これだけ大きな施設ですが、この庁舎を建てる時にはですね、いわゆるアドバイザーと言われるものは、使っておりません。説明の中では、要するに業務が大変。統合中学校を作るにあたって、現中学校を仮校舎として使う場合に、改修が必要だと。大変だと。もう1点は、説明、全員協議会の説明の中では、オープン、駐車場、今、整備しています。このオープンを抑えていると、で大変だと。いうことで、提案されました。今、宇田川議員さんは、アドバイザーっていうのは、非常に有効だろうなという形でのご質問されたと思います。小林議員さんは、違和感がありますねというご質問です。私はどちらかという違和感を持っています。というのは、アドバイザーといえば、私達が受けるイメージですけども、このアドバイスですから、良い中学校を作るためのアドバイスをいただくという話なんです。ですから、業務が大変かどうかって話じゃないんですよ。実際には、業務のことについて言えば、町で雇用している専門員さんいるわけですけども、あまりそういった現場からですね、火の車で、にっちもさっちもいかないというような話は、私は伺ってない。少なくとも。プロポーザルですから、向こうの設計士と色々な相談をして、これまで多分やってきたんだと思うんですよ。業務が大変で雇うということは、いわば補助的な要員が必要だというふうに私は理解しているんですけども。その、アドバイザーと言われるものの、性格ですね。良いものを作ろうと思えば、当然、これまでもっと早くから、教育関係者の意見やいろんな意見を聞く中で、雇用してこないで、プロポーザルにも間に合わないし、と思うんですよ。ですから、アドバイザーって言われてますけど、この性格っていうのがいまいよく分からないんで、お願いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。学校の建築に関しましては、現場の教職員、そこを使っていく子どもたち、地域の皆さま、そういった関係者から広くの意見を聞きまして、それを建築に反映させていくということが、重要だと考えております。そういったことをやっていくにつけて、私達、職員、非常に専門的な知識というものがありませんもので、そういったアドバイザーの、豊富な経験を生かすことによって、その部分を補っていただく、というようなことも希望しておりますし、もちろん、今、町にいる建築専門員につきましても、日々、同じフロアにいるということで、これまでと同じように、相談もしていくわけですが、さらに、複数体制にてやることによって、例えば、先ほど齊藤議員さんがおっしゃった、プロポーザルの業者でも、その部分はまかなえるのではないかと、というご意見でありましたが、私どもは、受注者側の意見だけではなく、こちらの立場に立った専門業者を私どもの方に置くことで、打ち合わせ等に入っていくときに、例えば、1つの建築資材を使うにしても、もっとコストが安いものを、提案をこちらの立場でしていただけるような、そんなアドバイスを求めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の話を聞くと、要するに、プロポーザルで募集しても、その業者の言いなりになりたくない、建築コストがどうかと、あるいは建築内容がどうかということですね、するために雇いたいんだ

と、いう話なんですけども、そもそも、そんな業者をプロポーザルで選定します。私から言わせれば、そんな業者を、信用の置けないような業者をですね、そもそも設計業務を、プロポーザル委託するにあたって、選定すること自体は間違いだよ、と思います。ですからね、私の認識としては、そうなってくれば、いろんな意見をどうこうじゃない、いろんな意見は、既に募集してるはずなんですよ。なおかつ、それをたたき台として、プロポーザルを募集してるはずなんですよね。ですから、私の認識からすれば、要するに人手が欲しいからと、いう程度の話かなと、いうんじゃ、このアドバイザーっていう名称は、受け取れない。ちょっと、というのは、まず、言っておきたい。ところで、これは、何回も、他の議員さんも言っているんですけども、急遽、これ出されました。今回ですね。臨時会へ出されました。プロポーザルは、今月中に。そして、その内容を、更に今度、具体的に、多分、基本設計等々が出て、具体的に進めていくにあたって、いわゆるアドバイザーなるものを、使いたいということなんでしょうけども、そうであるならば、やはり、誰がどう考えても、プロポーザルで進めようとか、あるいは、統合中学校建設しようというときに、いろんな委員会を立ち上げる中で、当然、出てしかるべき話だし、もっと早い段階で、いや、今回の統合中学校の建設にあたっては、これまでのやり方ではなくして、もちろん、プロポーザルだけども、方法は変えて、さらに、より良いものを、なおかつ、私達の意見がもっと詳細に、細かく入るような形でやりたいから、お願いしたいと。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

質問の途中ですが、質問は簡潔にしてください。

○9番議員（齊藤欽也君）

その点についてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。アドバイザーを雇用するということならば、もっと早くにするべきではなかったかという、ご質問と承知しております。よろしいでしょうか。その件につきましては、昨日もちょっとお話をさせていただいたんですが、当初予算に盛るなど、する必要があったのではないかというような、ご指摘もいただいております。当初予算に計上するタイミングというのは、毎年12月頃でございますが、その当時では、建築専門員、町の建築専門員に、常に相談することで、計画どおりに、無事にやっていたというような予定でありましたので、当初予算に計上するというふうなことには、至らなかったところです。先ほど来、お話をしていますとおり、遅いというご指摘は、真摯に受け止めているところでございますが、本年度に入りまして、作業を、設計等の作業準備を進めていく中で、アドバイザーの必要性を感じたというところであり、上程をさせていただいたというような次第でございます。よろしくお願いたします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

もう1点、雇用について、お伺いします。これを見るとですね、いわゆるアルバイトですよね。一級建築士で、それなりの経験豊富な方は、おそらく、仕事は皆さん大変です。そういう中でやっていただく。いわゆるアルバイト的な、雇用形態だというふうには私は思っていますけども、募集を

かけても、当然、今からどういう形で、募集をかけるのか知りませんが、いつまでに募集をかけて、いつまでに終わるのか。お考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。一級建築士の技術を持った、資格を持った方を、常に採用するっていう部分は、非常に厳しいかと考えております。そういったところ、アドバイザーで限られた回数、私どもが必要とするときに、来ていただけるというようなお願いならば、可能ではないかというような状況で、この予算を計上させていただいたところです。今、情報等を集めて、お願いできるようなところを、探しはじめているところでございますが、お話も事前に、昨日させていただいたように、8月の末には、プロポーザルの審査が終わりまして、業者が決定するものですから、そこまでには見つけて、お願いを、契約をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○9番議員（齊藤欽也君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

令和5年度富士川町一般会計補正予算、議案書2ページ、アドバイザーの設置について、質問させていただきますが、端的にですね、アドバイザーに求める役割内容を、もう一度、端的に、課長でもいいですから、お知らせください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。アドバイザーの業務ということなのですが、基本的には町の建築専門員と、業務を今までも進めてきましたが、そういったところに、アドバイザーには必要に応じて、打ち合わせに同席していただくなどして、意見やアドバイスをいただくことや、また、違った角度から、民間の感覚といいたまいますか、違う角度からの視点、これまでの経験を活かした助言や、業者との打ち合わせ、設計図書の確認など、そういったことのアドバイスをいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

それは、大まかなことでは、わかるんですけども、言わんとしていることが。私が聞きたいのは、このアドバイザーに、建築に関わる、例えば、外観の建築をどうするか、1号棟と2号棟にするのかとか、あるいは2階、3階にするとか、そういう内容とか、あるいは、教育施設ですから、教育専門的な、スペースだとか、あるいは、教室の配置だとか考えなきゃいけないだろうし、それから、建築の原材料をどうするのかとか、あるいは、コストはどうなるのかとか、そういう部分までも、やっぱりアドバイスを求める必要があると思うんですよ。そういう点を、ちょっとお伺いし

たかったんですけども、内容をもう少し詳しく教えてください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今、望月議員さんがおっしゃったような、建築コストを削減するための、その資材の情報だとか、設計、生徒が過ごしやすい環境を、多くの教職員や生徒から聞き取りをして、意見を集約していくところは、事務局がやっていくところなんです。その実現が、どうやったら総合的に可能となるのか、そういったようなところの、私達には考えが至らないような、専門的なところを見ていただきたいと、そのように考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

1つ確認なんです。もう一つ大事なのは、中学校の、現増穂中学校の改修工事が、予定されてますね。この内容も、非常に私達は大事だと思っていて、子どもによっては、新校舎に入れないまま、そこで過ごす、一体何なのかという、保護者にしても子どもにしても、私達一体どうなのっていう問題だけが、残るかもしれない。だけど、やっぱり子どもたちが、こういう改修してくれたんだな、これじゃあ良い環境だなと思えるような、やっぱり環境整備も必要だと思うんです。増穂中学校の、現改修工事に关わるアドバイスやなんか、この中で受けることが可能ですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今、望月議員さんがおっしゃったような部分につきましては、複数のところから、いろんな提言やご意見をいただいております。そういったところが、建築に反映する部分が可能かどうか、そういったところも、アドバイザーに相談しながら、進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ちょっと角度を変えますが。

○議長（堀内春美さん）

3回。もう3回しましたけど、3回までで終わりです。

もう3回しました。3回で終わってください。

規則です。

○7番議員（望月眞君）

予算面を伺いながら、質問を予定してたんですが、私の質問の仕方がまずかったということなので、また、終わった時点で、事務局の方へお伺いするようにいたします。

○議長（堀内春美さん）

規則ですので、すみません。

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第47号について、質疑を終わります。

これから、議案第47号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(議長。の声)

8番 小林有紀子さん。

○8番議員(小林有紀子さん)

富士川町統合中学校建設工事設計業務アドバイザー登用に係る、補正予算計上について、反対討論をさせていただきます。令和4年11月4日に、町長が新たな中学校の方針として、現増穂中学校敷地内に、新たに中学校を設置することを決定されました。それから、令和7年4月の、統合中学校開校に向けて、6月19日から、統合中学校建設工事設計業務委託に係る、公募型プロポーザルが実施されています。既に、1次審査が審査結果が出て、今月末には、技術提案書等の提出期限、来月にはプレゼンが行われるそうです。今回、新たに予算計上された、設計業務に関わるアドバイザー登用についての、教育委員会の概要説明では、本町では、建築専門員が1名しか配置しておらず、各課の相談が集中していることや、役場新庁舎の、グランドオープンに向けての作業も山積していること、さらには、新中学校開校に関わる建設業務も、これから急増することが大きな課題であるとありました。そのために、今回、急に、8月から別の一級建築士を登用するとのことですが、毎日、各課から、どれほどこの建築専門員に相談が集中しているのでしょうか。この、建築専門員の日々の業務に、支障がきたすような状況なのでしょうか。富士川町の事業が、全て、この建築専門員に相談するような事業であるわけがありません。また、役場新庁舎のグランドオープンに向けての作業としては、既に新庁舎での業務が開始されていて、旧本庁舎の解体も終了し、これまでの新庁舎建設に向けての業務以上に、今後は、多忙になることは考えられません。統合中学校の建設業務は、概算20億として、既に、こちらからの新たな中学校の方針を提示して、プロポーザルが進んでいる状況です。これまで、富士川町では、大きな7大事業を進め、概算30億の新庁舎建設では、途中で、前町長の不祥事があり、設計業者の問題がありましたが、その中、現在の建築専門員が、新庁舎建設、たはたの宿、道の駅富士川の加工施設などの建設に、大きく貢献をしていただきました。この時期の方が、よっぽど困難な状況であったことと思いますが、無事に、全て完成をいたしています。この間、1人の建築専門員と、管財課の職員で業務を遂行していただき、本町の優秀な職員のおかげだと、感謝しております。今回、なぜ急に、そのほかにもう1人、一級建築士をアドバイザーとして登用する必要があるのか。11日に、臨時会の招集をして、昨日13日の臨時会に、議案を急いで提案する必要があるのか、説明不足であります。そして何より、設計に関しては、我が町は、贈収賄の疑いを持たれるような、予算執行はあってはならない。設計に関わるものは、公正公平で、不透明な点が1点もあってはなりません。議会の全会一致で、官製談合再発防止を求める決議案を提出し、厳しく、前回の不祥事を教訓にして、議会の信頼を回復するために、現在、議員一同で取り組んでいます。民間の方を、アドバイザーに登用するには、服務規律は必須条件であると考えます。アドバイザーとしての、規則が説明されていない中で、予算執行は考えられません。以上の理由において、議案に反対をいたします。

○議長(堀内春美さん)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

原案に賛成の討論をさせていただきます。まず、議員の皆さん、本件の根本に帰っていただきたい。未来を託す子どもたちのために、より良い中学校を作るんだという中の、一環であります。しかも、昨日、延会にはなりましたけれども、休会中に、教育長をはじめ、教育総務課長から、皆さんが多く質問を出した中で、丁寧な回答をいただきました。反対討論者の言葉の中に、なぜ急ぐのかという言葉もありましたけれども、当初予算に盛るためには、12月に計画しなきゃならないという、言葉のとおりであります。それから、官製談合防止の点からも、おかしいじゃないかというご意見もありましたけれども、私も、官製談合防止に関する委員長もやらせていただいておりますけれども、それを防ぐためにも、外部からといいますか、経験豊富な方を呼んで、それでやっていただきたい。それが、なぜこの臨時議会かっていうことは、先ほど課長からも説明があったように、8月にプロポーザルの設計業者を決定したいと。ですから、そのときには採用してあって、なおかつ、出てきた設計図といいますか、中身を見ていただく。そして、子どもたちのために、あるいは、広く意見を、集めた意見が採用されているかどうか、もっと、こういうアイデアがあるんじゃないかという、アドバイスをいただきたいという。現在の専門員は、常用勤務であります。今、提案されているのは、非常勤勤務であります。だからこそ、逆に言えば、官製談合の面からいっても、防止に役立つんじゃないかなというふうに、私は感じましたので、原案に賛成をしたいと思います。まず、言いたいのは、議員の皆さん、根本に立ち返って、これをとおすことによって、子どもたちのために、良い学校を作るんだというのは、議員も当局も全く同じだと思いますので、ぜひ、採決の際には、よくお考えいただいて、あとは建物を、コスト面からも、当然、見ていただくと同時に、この160万が、高いか安いかということも、よくお考えいただいて、子ども達を考えながらご判断をお願いしたいと思います。討論を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、討論はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

私は、この原案に反対の立場で、意見を述べさせていただきます。先ほど、青柳議員さんからはですね、子どもたちのために必要なんだと、いうお話がありましたけれども、そもそも、このアドバイザーがなければできないのか、ということも、まず、お考えください。そのための、プロポーザルであり、そのための、いろんな各委員会、先生方や、いろんな方たちの委員会があり、いろんな意見を募集してやっています。やはり、私が一番ここで引っかかったのは、何といてもですね、突然出されたということ。しかも、アドバイザーという人の役割、これがよくわからない。これまで雇用してこなかったものがですね、ここでいきなり雇用しましょうと。どういう方をするのか、探していらっしゃるようですが、非常勤、いわゆるアルバイト的にと。そんなんで、より良い中学校を作るための、お役に立てるのかと。そうであるならば、やはり、もっと早い段階から、そういう必要性があれば、もっと早い段階から、これは計画されるべきであり、むしろ、されていないんだしたら、それは、よっぽどまずいことやってきたということになります。私は、プロポーザルってというのは、より良い中学校を建設するために、より良い提案を受け、こちらの意見を述べ、良い提案を受け、その中で、やっていくために行われている制度だと思っています。したがって、よく私自身、理解できない。この、アドバイザーの予算案についてはですね、納得できないので、

反対させていただきます。皆さんもよくお考えください。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、討論はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

私はですね、原案に賛成の立場で、討論をさせていただきます。いろんな意見がございますが、プロポーザル、確かにプロポーザルという方式は、いろんな業者の中からですね、最適なものを、最適なものっていうのは、こちらの希望に沿うものの提案者について採用する。でも、プロポーザルで選んだからって言うてですね、それが100%、OKではないですね。それは、業者、設計受注側の、それはご意見です。それを受けて、町側は、承認する必要があります。承認するときに、ちゃんとした知識がないとですね、簡単には判を押せない。建築に関しては、非常に専門知識が必要です。中学校は使い勝手、使用上の安全性、環境に配慮する。今後、新たに発生する可能性がある感染症への対応機能、これも盛り込みながらですね、あとは、ライフサイクルコスト。要はランニングコストがどのぐらいかかる、この辺も全部ですね、入れないといけない。あとは、VEですね、バリューエンジニアリング、これも取り入れて。問題はコストですね、コストについて、しっかりチェックしなきゃいけない。コストに関わるのは、工法が大きく左右します。工法によって、ちょっと建築関係の方と話したんですけども、工法によって、場合によっては3分の2、場合によっては2分の1まで、できると。そういう、経験豊富な方の知識を利用して、プロポーザルの提案が良ければ、それでも構わない。必ず、チェック機能が必要なんです。しかも、複数の方の目を見た、チェック機能が必要です。特に、中学校に関してはですね、今後、何十年も使うものです。ですから、今までですね、建てた中学校と、盛り込む機能はだいぶ違います。何十年も経った機能っていうのは、材料にしても、工法にしても、あとは、そういう感染症に対する機能もなかったもので、あんまりそのチェック機能ってのは、なかったかもしれません。ところが、昨今、いろんな要因からですね、その物を建てるっていうのは、非常に多くのチェックが必要なんです。おそらく、この庁舎も、全てはチェックしきれなかったと思いますよ、1人では。なるべく、重要なところだけやったかもしれません。だから、やはり、複数の専門知識を持った方で、受注側の意見として、はっきりものを申すというアドバイザーは、必須と考えるので、私は、この議案に賛成いたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、原案に反対者の討論を求めますが、いかがでしょうか。

ありますか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

私は、今回の、このアドバイザーの登用について、原案に反対です。昨日から、説明を聞いてますとですね、8月には、設計業務に着手の予定というふうなことでありますが、今、使っている現庁舎の建設においてもですね、再開発計画に基づいた建設、また、出先ですね、出先機関の統合に向けた作業などにですね、今いる、建築専門の方にですね、忙しい中ですね、やはり、完成することができました。説明によると、新庁舎のグランドオープンに向けての、作業の山積とのことですが、それで、アドバイザー登用をすべきか、非常に疑問です。また、昨日のですね、教育長の説明ですと、担当課長が、まだ少し慣れないというようなこともあるようですけども、今いる、教育

次長、教育長がいる中でですね、やはり、建築にあたってはですね、昨日も、説明がありましたけれども、生徒たちの安心安全な学校生活を基本とし、生徒たちの環境作り、多様性が尊重され、このようなことを目指したい。これこそ、現職であられた教育長が、非常にこれ、やはりアドバイザーだというようなことだと思います。事業の分担においてもですね、事業のスキーム、枠組みですね、検討とか、諸条件の整理など、現職の専門家がいることで、十分だと私は考えます。また、現場の意見を聞いてみますとですね、幾度となく、相談も、やはり、持ちかけたというようなことも聞いております。なかなか、進展がなかったということも聞いておりますけれども、いずれにしても、この、現状の体制で、やっぱりこの子どもたちのために、十分ではないかなというふうに、私は考えます。それによって、原案は反対です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

私は、原案に賛成でございます。プロポーザルとはですね、これ絶対的なものなのかどうかということを考えてみますと、一部、小林議員、または小林課長の意見と同調するところがありますが、やはり、提案されたものに対して、それが正当かどうかという判断をしてくれる人物が、非常に大事だと思います。いろんな目があることによって、これは適正であるかないかというのが、正しく判断されるのではないのでしょうか。これから、事業がいくつもあります。10億単位ですね、事業に対して、建築専門員が1人というのは、果たして、仕事が十分に果たせるのでしょうか。そのことを考えるとですね、やはり、繰り返しになりますけれども、二重三重のチェック、ならびに意見が必要になるのではないのでしょうか。建物の内容とですね、金額がベストである。そういうベストであるためには、やはり、専門職が多い方が、非常に、町にとっても有益になると思います。この建物のことについて、話をさせていただきますと、建築途中でですね、まだ、こんなに内装がされてないときに、見学したときにですね、ぱっと見て、天井が低いですねって言ったら、そうです。天井はですね、予算を圧縮するために低くしましたという話を聞きました。それっていうのは、最初の話が、ちゃんとできていなかったからじゃないんでしょうかね。ということも含めまして、私は専門職、プラスアドバイザーの方に、より良い事業をしていただくことを願いますので、当局側の原案に対して、賛成をいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第47号についての、討論を終わります。

これから、日程第4 議案第47号について、採決します。

お諮りします。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 8 名 ）

起立多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 議案第48号 富士川町旧庁舎他解体工事請負変更契約の締結について、を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第48号について、補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第48号の補足説明をさせていただきます。タブレット10ページをご覧ください。本契約につきましては、令和5年1月24日に入札を実施し、令和5年2月7日の臨時議会において、契約を締結いたしました、富士川町旧庁舎他解体工事におきまして、今般、契約内容に変更が生じたため、契約金額を変更するものであります。なお、先の臨時議会、令和5年4月26日において、工期延期をお願いした案件でございます。工事名につきましては、富士川町旧庁舎他解体工事であります。工事場所につきましては、富士川町天神中條地内であります。工事の変更理由であります。解体工事において、工期延期に伴う諸経費、足場および仮囲い等リース料の増工、および廃棄物等の処分料の確定に伴う精算により、契約金額を変更するものであります。工期につきましては、令和5年7月21日で変更はございません。また、変更後の契約金額につきましては、変更前4609万円を、変更後4675万円となります。契約の相手方につきましては、山梨県南アルプス市川上126番地1、有限会社荻原組、代表取締役 荻原眞次であります。なお、次ページに、変更仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上、議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第48号富士川町旧庁舎他解体工事請負変更契約の締結について、質問をいたします。タブレット10ページになりますが、このですね、昨日の説明によって、契約変更が、どうして必要だったということは、十分に理解しました。それから、町当局もですね、それから業者も、検討し合う中で、この金額が出てきたということで、ご尽力も感謝したいと思います。ただですね、アスベストの取り外しも、かなり変更があった。変更自体は、しょうがないと思うんですけど、やっぱり、一般市民の中には、どうしてそういった変更状況が起こるのかという疑問も、当然、湧いてる人もいると思うのでですね、私はですね、この解体工事が終わった時点です、そういった流れをですね、こういう形で、こういう、最終的にこれだけの経費がかかりましたというようなこと、ある

いはですね、昨日も説明を受けましたが、解体工事に伴う再資源の利用、再資材の利用、こういうこともなされているので、こういうことを、やはり、何らかの形で、広報等でですね、町民にもわかってもらう必要があると思うんですが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ただいまの部分につきましては、解体後の廃棄物等のリサイクルの状況を含めて、答弁させていただくということによろしいでしょうか。解体で発生する廃棄物のリサイクル状況につきましては、昨日の全員協議会の中でも、触れさせていただきましたが、建設リサイクル法という部分で、分別解体の義務付けがされているところでありますので、その主なものにつきましては、コンクリート片、それから石膏ボード、木材、ガラス、鉄アルミ類、金属類になりますが、コンクリート片につきましては、細かく粉砕して、舗装路盤材に使用すると、それから、石膏ボードは、そのまま再利用をするような形で再生すると。木材につきましては、チップで燃料、それから合板、それからパルプとして紙とするような部分、ガラスにつきましては、溶解して再利用と、鉄材、金属類につきましては、溶かして再利用するというような部分で、設計中の積算上も、お金になるという部分が、非常に高い再資源、再利用のものでありますので、この部分につきましては、有価物として、工事積算上マイナス計上をするような形になっておりますので、そういった部分で再利用すると。それから、ガラスなんかは、最近では端材を舗装路盤に埋めて、夜、ライトが照らすとチカチカ光るような、路盤もありますので、そういうような再利用も、しているというような形になります。以上となりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

サーキュラーエコノミー、資源消費に依存しない新たなビジネスをするということで、かなり、いろんな公共施設の、要するに、鉄骨、使えていた鉄骨だとか、コンクリートを再利用するってそういうことで、説明を受けましたけども、私が言ったのは、やっぱり、そういう努力をしてるってことを、やっぱり、町民に知ってもらう必要がある。したがって、広報等でですね、この解体、旧庁舎を解体し、旧庁舎解体に関わる経過やなんかを。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

途中ですが、変更契約の締結についてですので、ちょっと質問が違ってきてるんですけども。

○7番議員（望月眞君）

私は、こういうことをやったということは、やっぱり、町民にわかってもらう。私達も、説明する必要があると思いますが、そういう広報活動をする必要が、するかどうかをことをお聞きしたかったんですが、そう言われるのであれば、やめます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第48号について、質疑を終わります。

これから、議案第48号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第48号について、討論を終わります。

これから、日程第5 議案第48号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆様には、お忙しいところ、大変ご苦勞様でした。

令和5年第3回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時02分